

「農泊」等農山漁村発イノベーション施設の設置の促進等について

令和3年6月3日

農林水産省

目 次

1	国家戦略特別区域諮問会議における位置付け	1
	地域再生法関連通知の改正	2
2	「農泊」等の農山漁村の活性化施策の検討状況について	3
	(1) 新たな食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）における農村の振興に関する施策の概要	3
	(2) 農山漁村発イノベーションの推進	4
	(3) 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」の概要	5
	(4) 「新しい農村政策の在り方に関する検討会」「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における検討状況	6
3	「農泊」等農山漁村発イノベーション施設を整備する場合の手続きの迅速化について	7
	農用地区域からの除外手続の比較イメージ	8
4	農業のためのゾーニングの仕組み	9
5	農地転用の仕組み	10
	一時転用について	11

1 国家戦略特別区域諮問会議における位置付け

第48回 国家戦略特別区域諮問会議決定（令和2年12月21日）

追加の規制改革事項等

2. その他の重点的に進めるべき規制改革事項

（「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等）

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農泊」を推進するため、地域再生法に基づく地域再生計画において農地転用許可の特例対象となる地域農林水産業振興施設に、簡易宿泊施設が含まれることを明確化するための措置を令和2年度内に講じ、速やかに周知する。また、多様な農地利用等のための施策について、「農泊」等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討し、令和3年度内に結論を得て、所要の措置を講ずる。

地域再生法関連通知の改正

国家戦略特別区域諮問会議決定を受け、地域再生法に基づく地域再生計画において、農地転用許可の特例対象となる地域農林水産業振興施設に簡易宿泊施設が含まれることを明確化するため、令和3年3月18日付けで「**地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン**」を改正。

地域農林水産業振興施設を整備する事業の実施に関するガイドライン (平成27年3月11日付け26農振第1934号 農林水産省農村振興局長通知)

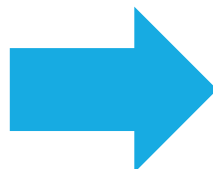
改正前

第2 地域再生計画

1 地域再生計画の作成

(2) 地域農林水産業振興施設

- ⑨ 都市住民の地域農林漁業の体験その他都市等との地域間交流を図る事業を行う施設
農林漁業体験施設、農林漁家民宿



改正後

第2 地域再生計画

1 地域再生計画の作成

(2) 地域農林水産業振興施設

- ⑨ 都市住民の地域農林漁業の体験その他都市等との地域間交流を図る事業を行う施設
農林漁業体験施設、農林漁家民宿**その他**
地域資源を活用した食事、農林漁業体験等を
提供する簡易宿泊施設

2 「農泊」等の農山漁村の活性化施策の検討状況について

(1) 新たな食料・農業・農村基本計画（令和2年3月閣議決定）における農村の振興に関する施策の概要

農村、特に中山間地域においては、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、「田園回帰」による人の流れが全国的な広がりを持ちながら継続しているなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価され、多様なライフスタイルの普及や、関係人口の拡大等により地域活性化に貢献する動きがみられる。このような最近の変化にも的確に対応しつつ、**関係府省、都道府県・市町村、事業者が連携・協働し、「地域政策の総合化」を図る。**

しごと

(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

- ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進
- ② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の増大
 - ・農村発イノベーション※をはじめとした地域資源の高付加価値化
 - ・農泊、ジビエ、農福連携 等
- ③ 地域経済循環の拡大
 - ・バイオマス・再生可能エネルギー、農畜産物等の地域内活用・消費
 - ・農村におけるSDGs達成に向けた取組
- ④ 多様な機能を有する都市農業の推進



食料・農業政策

くらし

(2) 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備

- ① 地域コミュニティ機能の維持や強化
 - ・世代を超えた人々による地域のビジョンづくり
 - ・放牧等の多様な土地利用方策とそれを実施する仕組みの構築
 - ・「小さな拠点」の形成
 - ・地域コミュニティ機能の形成のための場づくり
- ② 多面的機能の発揮の促進
- ③ 生活インフラ等の確保
 - ・情報通信環境の確保
 - ・地域内交通の確保・維持 等
- ④ 鳥獣被害対策等の推進

※農村発イノベーション

活用可能な農村の地域資源を発掘し、磨き上げた上で、これまでにない他分野と組み合わせる取組

活力

(3) 農村を支える新たな動きや活力の創出

- ① 地域を支える体制及び人材づくり
 - ・地域運営組織の形成
 - ・地域内の人材の育成及び確保
 - ・関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた人材の裾野の拡大 等
- ② 農村の魅力の発信
 - ・半農半X、デュアルライフ(二地域居住)などの多様なライフスタイルの提示
 - ・農的暮らしなどの多様な農への関わりへの支援体制の構築
 - ・棚田地域の振興と魅力の発信 等
- ③ 多面的機能に関する国民の理解の促進等



食料・農業政策

仕組み

(4) 「3つの柱」を継続的に進めるための関係府省で連携した仕組みづくり

- 農村の実態や要望について、農林水産省が中心となって、都道府県・市町村、関係府省、民間とともに、現場に出向いて直接把握し、把握した内容を調査・分析した上で、課題の解決を図る取組を継続的に実施するための仕組みの構築

(2) 農山漁村発イノベーションの推進

- 農山漁村に人を呼び込むためには、**所得と雇用機会の確保**が必要。
- 農山漁村を舞台とした「**農山漁村発イノベーション**」（活用可能な**地域資源**を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組）により新たなビジネス展開を促進。
- 農山漁村発イノベーションに取り組む人材確保のため、**事業創出に取り組む者の育成**や**関係人口の創出・拡大**を推進。

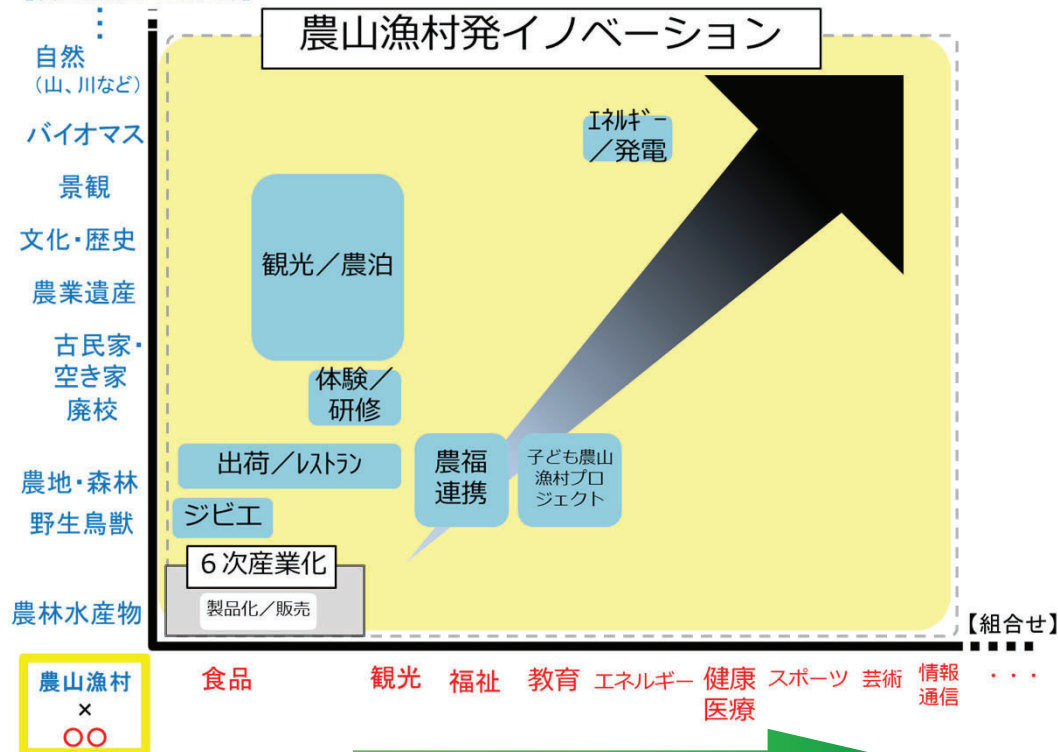
【課題】

- **対象地域資源**や他分野との**組合せの範囲が限定**
- **一次産業起点の取組**に限定

【対応】

- 農山漁村の**あらゆる地域資源**をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進

【農山漁村の地域資源】



＜支援の方向性＞

【事業創出に取り組む者を育成】

資金：投資の促進

- 農山漁村発イノベーションに取り組む**事業体**に対する**投資を促進**するための**法制度を整備**

情報：農山漁村発イノベーションプラットフォーム

- **ディスカバー農山漁村の宝**選定地区のビジネスや地域づくりの知恵の共有
- **起業家間の情報交換**によるビジネスプランの磨き上げ

環境：情報通信環境の整備

- 農山漁村発イノベーションによるビジネス展開等に不可欠な、**デジタル環境を整備**

【農山漁村関係人口の創出・拡大】

- 特定地域づくり事業協同組合等も活用し、**都会の若者等を呼び込み**

関係府省との連携（総務省、国交省等）

農山漁村発イノベーションの推進により、農山漁村に所得と雇用機会を確保！

(3)「新しい農村政策の在り方に関する検討会」「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」の概要

新しい農村政策の在り方に関する検討会

検討会の目的

- 農村では、少子高齢化・人口減少が都市に先駆けて進行する一方で、近年、「田園回帰」の流れなど、農村の持つ価値や魅力が国内外で再評価。
- このような動きを踏まえ、ポストコロナも視野に入れ、農村振興施策を幅広い視点から検討。
- 令和2年5月から10回開催。

検討会委員

(五十音順、敬称略)

◎：座長

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ◎ 小田切 徳美 | 明治大学農学部教授 |
| 川井 由紀 | 前・JA高知女性組織協議会会長 |
| 指出 一正 | 「ソトコト」編集長 |
| 嶋田 暁文 | 九州大学法学研究院教授 |
| 関司 直也 | 法政大学現代福祉学部教授 |
| 羽田 健一郎 | 長野県長和町長 |
| 平井 太郎 | 弘前大学地域社会研究科准教授 |
| 前神 有里 | (一財)地域活性化センター人材育成プロジェクトリーダー |
| 谷中 修吾 | (一社)INSPIRE代表理事 |
| 若菜 千穂 | (NPO法人)いわて地域づくり支援センター常務理事 |

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

検討会の目的

- 人口減少に伴う農業の担い手の減少により、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお維持困難な農地の発生が懸念。
- 放牧等の少子高齢化・人口減少にも対応した多様な利用方策とそれを実施する仕組みについて検討。
- 令和2年5月から8回開催。

検討会委員

(五十音順、敬称略)

◎：座長

- | | |
|----------|---------------------|
| 安藤 光義 | 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 |
| ◎ 池邊 このみ | 千葉大学園芸学研究科教授 |
| 笠原 尚美 | 新潟県阿賀野市農業委員会会長職務代理 |
| 高橋 信博 | 前・山形県置賜総合支庁農村計画課長 |
| 田口 太郎 | 徳島大学総合科学部准教授 |
| 林 直樹 | 金沢大学人間社会研究域人間科学系准教授 |
| 広田 純一 | 岩手大学名誉教授 |
| 深町 加津枝 | 京都大学地球環境学堂准教授 |

(4)「新しい農村政策の在り方に関する検討会」「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における検討状況

- 両検討会においては、「**農泊**」等**農山漁村発イノベーション施設**の整備促進等についても議論。
- これまでの議論を踏まえ、令和3年5月19日に、**中間とりまとめ案を審議**（中間とりまとめは、近日中に公表予定）。

中間とりまとめ案の概要

○ 検討会における主な指摘

「農山漁村発イノベーション」を行う上で必要となる施設については、**農業上の土地利用と十分に調和**を図る必要があるが、十分な調整が行われたものについては、早期効果発現のため、**迅速な手続**が必要である。

○ 今後の施策の方向性

農業以外の事業にも取り組む農業者や事業者など、多様な形で農に関わる経済主体が、地域資源を活用して農業以外の分野も含めて事業展開することで、所得確保手段の多角化が図られるよう、従来の6次産業化を「農山漁村発イノベーション」に発展させ、推進するとともに、これに取り組む事業者や団体を支援するため、**農業上の土地利用との調和**を図りつつ、農山漁村発イノベーション施設等の設置に係る**手続の迅速化等**のための措置等について検討すべきではないか。

3 「農泊」等農山漁村発イノベーション施設を整備する場合の手続きの迅速化について

(1) 基本的な考え方

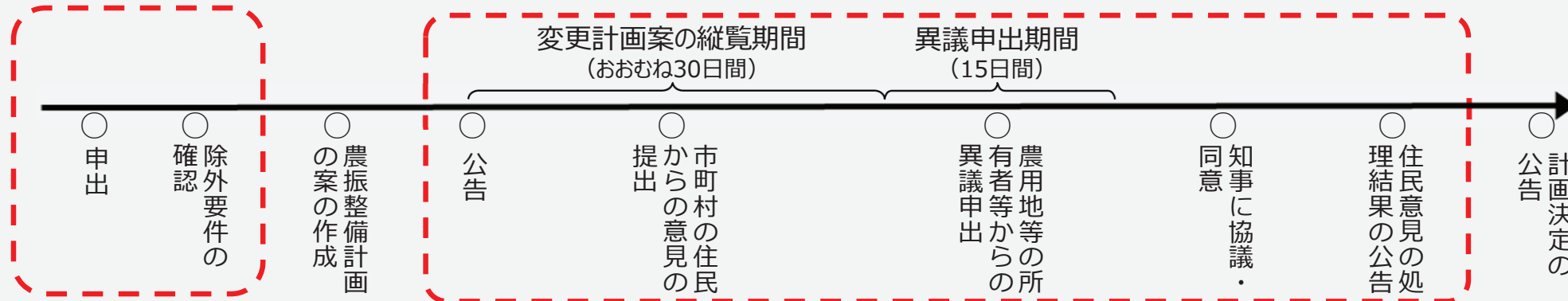
- 「農泊等」農山漁村発イノベーション施設の設置を促進することは、**地域資源**を活用して**多様な事業展開を行う主体の活動を後押し**し、農村における**所得と雇用機会の確保**に資することが期待。
- この場合、施設の整備により、周辺農地に係る営農に支障を生じない等、**農業上の土地利用との調和**を図りつつ、進めることが重要。
- このため、行政による計画認定等、**適切な土地利用調整が担保**される仕組みの下で、農山漁村発イノベーション施設を整備する場合における**農用地区域からの除外**に及び**農地転用**に係る手続きについての**迅速化等**のための規定を設ける方向で検討。

(2) 検討の方向性

市町村が定める農山漁村の活性化を図るべき区域において、事業者が市町村の認定を受けた**施設整備計画**に従って、農山漁村発イノベーション施設を整備する場合には、**農用地区域からの除外手続を迅速化**するとともに、**農地転用許可を取得しなくてよいもの**とする方向で検討。

農用地区域からの除外手続の比較イメージ

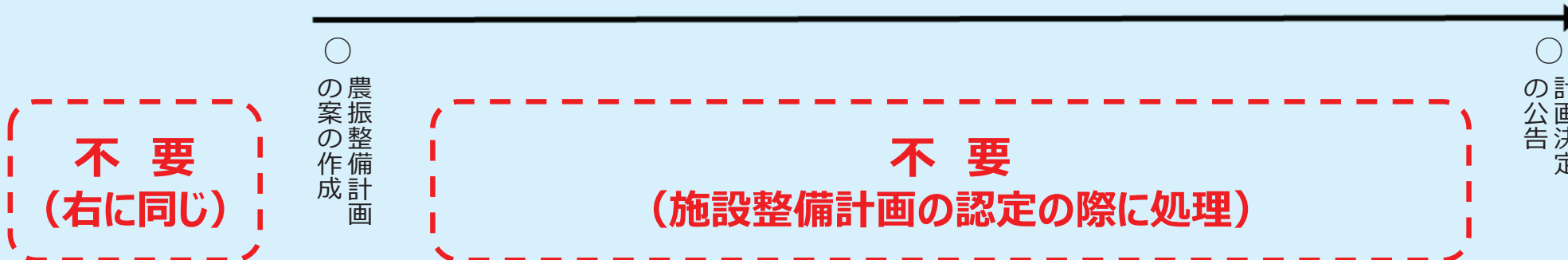
○ 一般的な変更の場合



○ 軽微な変更（用途変更等）の場合

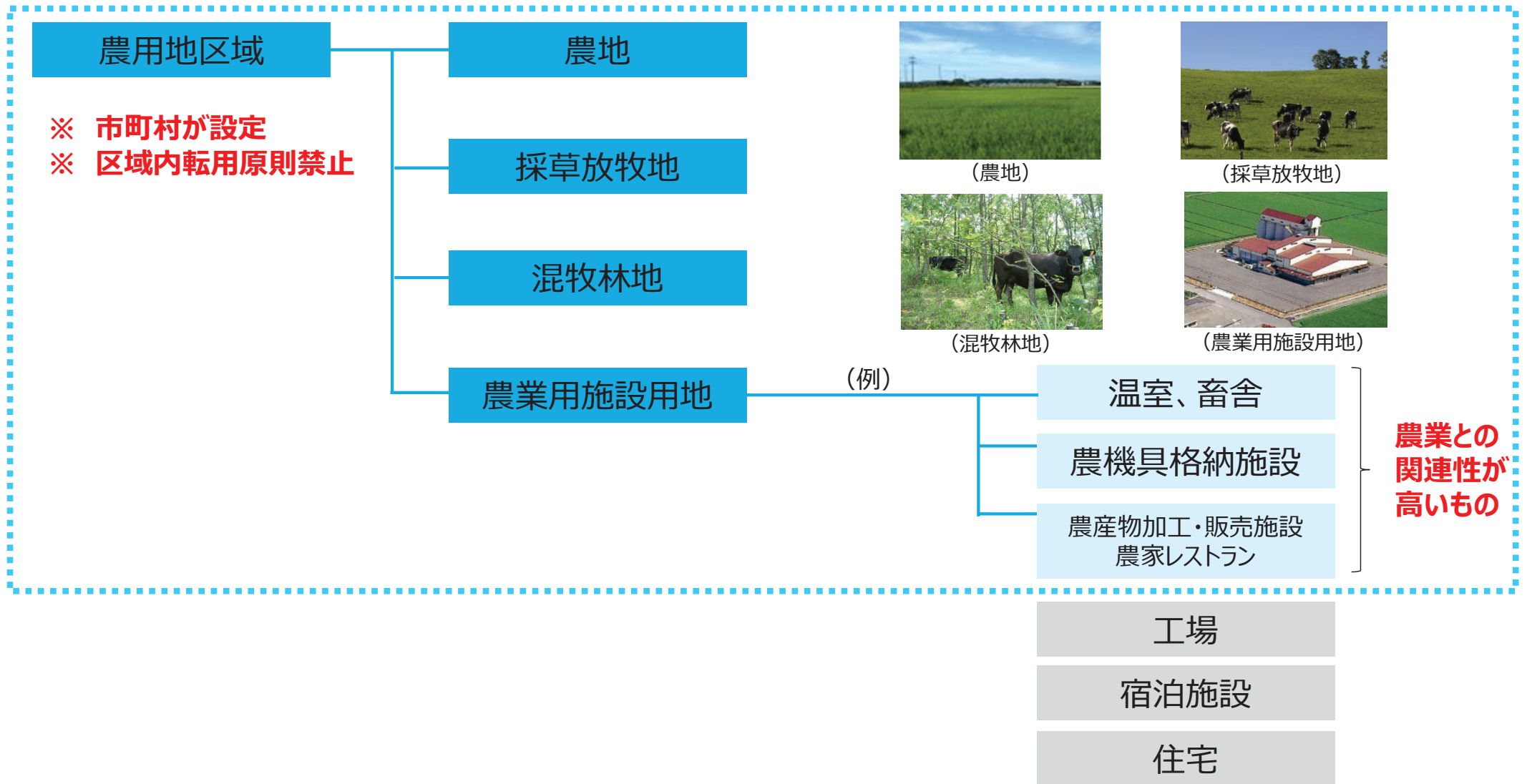


○ 農山漁村発イノベーション施設の場合

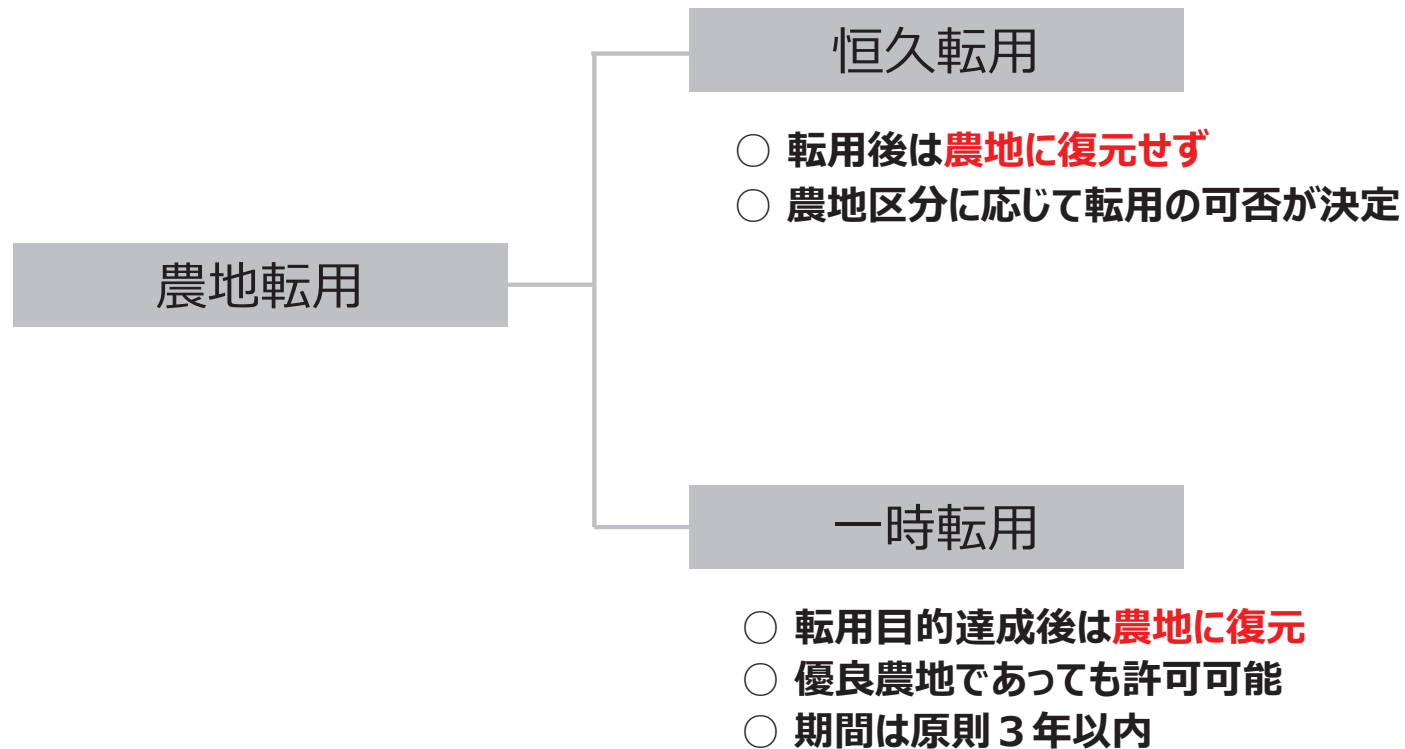


4 農業のためのゾーニングの仕組み

- 農業振興地域の整備に関する法律においては、集団的農用地や農業生産基盤整備事業対象地等の**優良農地**を農業上の利用を確保すべき土地として**農用地区域に設定**。
- 農用地区域においては、農業施策を計画的・集中的に実施する一方、農地の転用を厳しく制限。
- 農業上の**用途区分**として、「農地」、「採草放牧地」、「混牧林地」、「農業用施設用地」を設定。



5 農地転用の仕組み



一時転用について

区 分	概 要
原 則	・ 期間は3年以内 ・ 更新不可
営農型太陽光発電設備 (H25年)	・ 営農の適切な継続を前提に一時転用許可の取扱いを明確化 ・ 期間を10年以内に拡大 (H30年) ・ 更新も可能
養殖池 (R3年)	・ 地域農業の振興に資すること等が市町村との協定により確保されること等を条件 ・ 期間を10年以内に拡大 ・ 更新も可能